

四日市市文化会館使用許可書

6年10月18日

四日市市文化会館 指定管理者

公益財団法人

四日市市文化まちづくり財団 理事長



住所 四日市市小浜町 3015-29 RENO WASON 四日市102

団体名 一般社団法人 四日市青年会議所

氏名 早川 諒 70周年記念観会

電話 090-7045-3090

四日市市文化会館の使用を次のとおり許可します。

※許可後は団体名、氏名の変更ができませんのでご注意ください。また、申請者名と領収書の宛名は同一の名称となりますのでご了承ください。

使用目的 (行事の名称) 内容	3月度例会						入場予定人員 40~50人
使用日時 及び 使用施設	使用年月日(曜)	使用施設名	午前 9:00~12:00	午後 13:00~16:30	夜間 17:30~22:00	全日 9:00~22:00	摘要
	R7.3.11(火)	第3ホール			○		1-1
	R7.3.11(火)	和室2			○		1-2 控室
	. . . ()						
	. . . ()						
	. . . ()						
	. . . ()						
	. . . ()						
持込設備							
会場責任者 住所・氏名	☒ 申請者と同じ (電話)					記入者 (電話)	

※入場料 徴収等 区別	入場料を徴収する	☐ 商業宣伝・営業等 (最高額 円) ☐ その他 (最高額 円)	入場料を徴収しない	☐ 商業宣伝・営業等 ☒ その他
※利用料金	基本利用料金	加算利用料金	合計	
	12100 12100 円	円	12100 12100 円	
※備考 (使用許可の条件等)				

- 備考 1 四日市市文化会館の設置及び管理に関する条例及び同条例施行規則の規定を遵守し、係員の指示に従ってください。
- 2 第1、2、3、4ホール、展示室をご使用の方は別紙行事内容書を2ヵ月前までにご提出ください。
ただし、財団が毎月発行する『催物ごあんない』に掲載希望の方は、使用月の2ヵ月前の10日までにご提出ください。
※期限までに行事内容書の提出がない場合、『催物ごあんない』のイベントスケジュールに掲載できませんのでご了承ください。ただし、第4ホールについてはABC全てご利用の催物に限らせていただきます。また、紙面の都合で掲載できない場合もありますのでご了承ください。
- 3 第1、2ホールをご使用の方は概ね1ヵ月前より10日前までに打合せを行ってください。なお、下見、打合せ等でご来館の場合は、前もって各ホール担当者へご連絡願います。
- 4 使用当日の附属設備及び備品等の使用については、係員の指示に従ってください。また、有料のものについては、使用内訳書に基づき、利用料金を当日納入していただきますのでご用意ください。

使用時間には準備から後かたづけを含みます。

No. 031895